日本に渡航するミャンマー人の方々への査証の発給（外国人の新規入国制限の見直し）について
(2022.6.1)

在留邦人の皆様へ
当地滞在中の皆様へ

２０２２年６月１日

５月２６日、日本政府は本年６月以降の水際措置を公表しました。措置の概要は以下のとおりです。

〇新たな水際対策措置（水際対策強化に係る新たな措置(２８)に基づく国・地域の指定について）
（日）：https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C048.html

〇国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請
（日）：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html
（英）：https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page22e_000921.html

今回の措置により、訪日の必要性があると認められる親族・知人訪問を目的とした外国人の日本入国が６月１日から可能となったほか、旅行代理店が企画するツアーに参加する外国人の日本入国が６月１０日から可能となりました。
これらの新たな措置に伴う当館での査証申請について、以下のとおり御案内します。

留学生、技能実習生や旅行代理店等が受け入れる観光者等を含め、日本への渡航を希望する方の査証申請にあたっては、日本での受入責任者（学校や受入企業・団体、旅行代理店）が厚生労働省の入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請にて取得した「受付済証」の提示が必要となりますので、まずは受入責任者に対して必要な手続を行うよう依頼してください。
日本の受入責任者から「受付済証」を受け取った方の当館での査証申請に必要な書類等は、以下Ｉのとおりです。
なお、親族・知人訪問を目的とする方は「受付済証」は不要です。

当館査証申請窓口の過密化を防止するため、査証申請は全て予約制としています。予約方法については以下Ⅱを御参照ください。

Ｉ　対象者
（１）短期滞在（ビジネス）
本邦に出張して行う業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査等、本邦での滞在日数が９０日以内の報酬を伴わない活動

○申請書類

（日）https://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/PDF%20file/2017business.jp.pdf

（英）https://www.mm.emb-japan.go.jp/files/100312612.pdf

（緬）https://www.mm.emb-japan.go.jp/files/100326385.pdf

※受付済証（上記の申請書類に加え、本邦受入企業・団体が事前に申請・取得したもの）

※審査上必要な場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

（２）短期滞在（観光）

観光目的の短期間の滞在（旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る）

※個人観光は、当面の間、査証効力の停止措置が継続されているため、査証申請は受け付けていませんので、御了承願います。

○申請書類

（日）https://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/PDF%20file/2017sightseeing.jp.pdf

（英）https://www.mm.emb-japan.go.jp/files/100312619.pdf

（緬）https://www.mm.emb-japan.go.jp/files/100326390.pdf

※受付済証（上記の申請書類に加え、旅行代理店が事前に申請・取得したもの）

※審査上必要な場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

（３）短期滞在（親族・知人訪問）

本邦に居住する親族を訪問する方、及び知人の結婚式や葬儀への参列、お見舞いなど、短期間の訪日の必要性が認められる方のみ査証申請が可能です。

（注）数次査証（マルチビザ）は、当面の間、査証効力の停止措置が継続されているため、査証申請は受け付けていませんので、御了承願います。

○申請書類

（日）https://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/PDF%20file/2017jpn-spouse.jp.pdf
https://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/PDF%20file/2017relatives.jp.pdf

（英）https://www.mm.emb-japan.go.jp/files/100312634.pdf
https://www.mm.emb-japan.go.jp/files/100312616.pdf

（緬）https://www.mm.emb-japan.go.jp/files/100326394.pdf
https://www.mm.emb-japan.go.jp/files/100326389.pdf

※審査上必要な場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

※渡航目的が分かる結婚式の招待状、医師の診断書等の写しを提出してください。

※日本国内に居住する親族又は知人が、招へい人として、在外公館における査証申請時に防疫措置の遵守に関わる誓約事項に同意の上、招へい理由書を提出する必要があります。

・誓約事項：

（日）https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100351133.pdf

（英）https://www.mofa.go.jp/files/100351152.pdf

・招へい理由書：

（日）https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100351134.pdf

（英）https://www.mofa.go.jp/files/100351153.pdf

（４）次に掲げる在留資格認定証明書を持つ方

「経営・管理」、「企業内転勤」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「高度専門職」、「技能実習」、「特定技能」、「特定活動（起業）」、「高度人材」、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「興行」、「技能」、「文化活動」、「留学」、「研修」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」。

〇申請書類

（ア）査証申請書（写真貼付）

（イ）旅券

（ウ）在留資格認定証明書

（エ）受付済証（本邦受入企業・団体や学校が事前に申請・取得したもの）（注）

※審査上必要な場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

（注）在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」については「受付済証」は不要です。

ただし、２０２０年１月１日以降に発行され、有効期限の切れた在留資格認定証明書で申請する場合は、日本側の受入企業・団体または親族が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である」ことを記載した文書の提出が必要です。

（日）https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf

（英）https://www.moj.go.jp/isa/content/930005023.pdf

（緬）https://www.moj.go.jp/isa/content/001339113.pdf

Ⅱ　来館予約方法

在ミャンマー日本国大使館では、当地における新型コロナウイルスの感染拡大を受け、領事窓口の過密化を防ぎ、来館者が一定の距離を維持できるように、以下のとおり予約制を導入しております。

領事窓口への来館予約方法

メール： ryoji@yn.mofa.go.jp

お問い合わせ電話番号：（日・英・緬語）

０９－５０１－２２０３

０９－２５０９－５４５５３

上記のメールアドレス又は電話番号まで下記事項を御連絡ください。

・来館者名

・申請者名

・申請希望日時（申請可能時間は８：30～11：00）
・渡航目的：（技能実習・留学・親族訪問・知人訪問等）
・連絡先（電話番号及びメールアドレス【必須】）

Ⅲ　その他関連情報

（１）日本の水際対策（2022/6/1 以降日本到着の方）（厚生労働省ＨＰ）
（日）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
（英）https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/bordercontrol.html

（２）今回の措置に関する照会先（コールセンター）
・０１２０－２９７－６９９（日本語対応のみ）
・０１２０－２４８－６６８（日本語対応のみ）
・０５０－１７５１－２１５８（日本語・English・中文・한국어）
・０５０－１７４１－８５５８（日本語・English・中文・한국어）
受付時間：９時から２１時まで（年中無休）

（３）国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について
（日）：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html
（英）：https://www.mofa.go.jp/ca/cp/page22e_000925.html

（４）新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について
（日）：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html
（英）：https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001053.html

（５）新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び出入国在留管理庁「外国人の新規入国制限の見直し」（概要）（出入国在留管理庁ホームページ）
（日）：http://www.moj.go.jp/isa/content/001347330.pdf
http://www.moj.go.jp/isa/content/001347329.pdf
（英）：http://www.moj.go.jp/isa/content/001361129.pdf

（６）厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）
日本国内から：0120-565-653
海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

（７）出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）
電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

（８）外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）
一部のIP電話からは、03-5363-3013

■問い合わせ先：在ミャンマー日本国大使館領事班
電話：９５－１－５４９６４４～８
メール：ryoji@yn.mofa.go.jp